

平成31年1月29日
法務省入国管理局

新たな外国人材受入れに係る制度説明会

昨年12月14日に公布された出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（以下「改正入管法」という。）が、本年4月1日に施行されます。つきましては、これら新しい外国人材の受入れに関する制度等に関し、下記のとおり説明会を開催いたしますので、ご案内いたします。

記

- 1 日時
平成31年2月14日（木）13時30分～17時00分（調整中）
- 2 場所
宮城県市町村振興協会研修室（宮城県自治会館9階）
仙台市青葉区上杉1丁目2-3
- 3 説明会に御参加いただける方
 - (1) 在留資格「特定技能」による受入れを希望される宮城県内所在の企業・団体等の方
 - (2) 改正入管法に規定する登録支援機関となることを希望される宮城県内所在の企業・団体等の方
 - (3) 宮城県内の地方公共団体職員※ 会場の都合上、申し込み順先着200名様で〆切りとさせていただきます。
- 4 説明会日程

第一部	①	13時30分～14時30分	制度説明
	②	14時30分～15時30分	質疑応答
		休憩	
第二部	①	15時45分～17時00分	分野別説明・質疑応答 (厚生労働省, 農林水産省, 経済産業省, 国土交通省と調整中)
- 5 参加申し込み及びこの資料内容に関する問い合わせ先
宮城県経済商工観光部雇用対策課 労政調整班 佐藤, 宮崎
(電話 022-211-2771, E-mail:koyour@pref.miyagi.lg.jp)